

入札説明書

フラワーセンター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令及び公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
フラワーセンター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等
別記「仕様書」のとおり。
- (3) 履行期限
令和9年3月19日（金）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 当該業務を確実に履行できる者
- (3) 法令に違反していない者
- (4) 鹿児島県内に事務所を有する者
- (5) 県税を滞納していない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 産業廃棄物収集・運搬及び処分に関する事業について、必要な許可、認可等を受けている者
- (8) 営業開始後2年を経過している者又は入札書の提出期限の以前において営業を休止した者で営業再開後2年を経過している者
- (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合があります。

ア 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又

は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人等

3 入札の方法等

(1) 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、入札参加申込書と必要書類を事前に提出しなければならない。入札に参加するために必要な書類等は次のア～エのとおり。

ア 提出書類

- ① 入札参加申込書（様式 1）
- ② 会社概要（様式 2）
- ③ 許可に関する事項（様式 3－1、3－2）
- ④ 誓約書（様式 4）
- ⑤ 業務に必要な許可証の写し
 - ・ 産業廃棄物収集運搬業許可証
 - ・ 産業廃棄物処分業許可証 等

イ 提出先

10(1)に同じ。

ウ 提出方法

- ① 持参（県の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時 15 分）
- ② 郵送（簡易書留に限る。）

エ 提出期限

令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 5 時 15 分

(2) 現地説明会等

現地説明会は実施しない。入札参加者は、入札までに現地確認を行うこと。

現地を確認できるのは、平日午前 9 時から午後 5 時まで。現地確認の申し出は事前に 10(2)の連絡先に電話連絡により行うこと。

(3) 入札日の持参品等

- ・ 入札書（様式 6）
- ・ 委任状（様式 7）（入札参加申込者の申込人が入札参加する場合は不要）
- ・ 入札保証金（4 のとおり）

- ・収入印紙（入札保証金額収書 1 枚毎に 200 円）
- ・筆記用具

(4) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人による入札を行う場合は、委任状（様式 7）を提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 11 月 11 日（水）

受付開始時間 午後 1 時 30 分

受付締切時間 午後 2 時 30 分

開札開始時間 午後 3 時 00 分

イ 場所 鹿児島県庁行政庁舎 1 階 入札室
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札受付時に見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札保証金納付書（様式 8）により、納付期限までに納付すること。ただし、次の(4)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 入札保証金の納付方法

現金

(3) 入札保証金の納付及び場所

ア 納付場所 3の(5)のイに同じ

イ 納付期限 令和 8 年 11 月 11 日（水）受付開始時から午後 2 時 30 分まで

(4) 入札保証金の免除

次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ただし、イに掲げる書面提出により入札保証金の免除を受けようとする者は、令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 5 時 15 分までに 10(1)の場所に提出し、事前審査を受けることとする。

ア 3(5)の受付締切時間までに、入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じ

くする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面（様式5）を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

5 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

6 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

7 最低制限価格

設定しない。

8 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案と課税事業者届（又は免税事業者届）を提出しなければならない。

9 契約保証金

免除

10 問合せ先

- (1) 入札及び契約に関すること
鹿児島県農政部農産園芸課
郵便番号 890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号 行政庁舎11階

電話番号 099-286-3195

FAX番号 099-286-5595

メールアドレス rekanri@pref.kagoshima.lg.jp

(2) 仕様及び現地確認に関すること

鹿児島県農政部フラワーセンター

郵便番号 891-0513

鹿児島県指宿市岡見ヶ水1342－4

電話番号 0993-35-0977

FAX番号 0993-35-2377

(様式 1)

入札参加申込書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

申込者（委任者） 住 所
氏 名

印

電話番号：

FAX 番号：

メールアドレス：

下記の業務委託に係る一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、入札参加申込にあたっては、公告内容、業務内容、入札説明書の内容をすべて承知し、後日これらの事項につき鹿児島県に対し、一切異議、苦情等を申し立てることはしません。

記

1 入札件名 フラワーセンター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託

2 添付書類

	書 類 名	添付書類に○ を記載
ア	入札参加申込書（様式 1）	
イ	会社概要（様式 2）	
ウ	許可に関する事項（様式 3－1、3－2）	
エ	誓約書（様式 4）	
オ	必要な許可証の写し ・ 産業廃棄物収集運搬業許可証 ・ 産業廃棄物処分業許可証	

(様式2)

会 社 概 要

会 社 名		
代表者名		
所 在 地	本 社	
	鹿児島県内の	
	主たる事務所	
資 本 金		
設立年月日		
主たる業務		

許可を受けている事業の範囲に関する届出書

1 許可を受けている事業の範囲については、次のとおりです。

(1) 収集・運搬に関する事業範囲

許可区分		
許可都道府県・政令市		
許可の有効期限		
事業範囲		
許可条件		
許可番号		

(2) 処分に関する事業範囲

許可区分		
許可都道府県・政令市		
許可の有効期限		
事業範囲		
許可条件		
許可番号		

2 処分の場所、処分方法及び処理能力については、次のとおりです。

事業場の名称		
所在地		
処分方法		
施設の処理能力		

最終処分（委託）先についての届出書

- 1 最終処分を行う（予定）業者の、産業廃棄物処分業許可を受けている事業の範囲については、次のとおりです。

許可区分		
許可都道府県・政令市		
許可の有効期限		
事業範囲		
許可条件		
許可番号		

- 2 処分の場所、処分方法及び処理能力については、次のとおりです。

事業場の名称		
所在地		
処分方法		
施設の処理能力		

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 8 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
(ふりがな)
氏 名
法人又は団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名

(注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。

2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

役 員 等 名 簿

【商号・名称】

年 月 日現在

[illegible]

過去 2 箇年の間における国等との契約に係る履行証明書

令和 年 月 日

様

申請者

住所又は名称

代表者職・氏名

印

鹿児島県農政部農産園芸課が行う「フラワーセンター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託」に係る入札に必要であるため、下記の契約について当社が誠実に履行したことを証明願います。

記

契 約 名 :

契約金額 : 金

(うち消費税相当額

円

円)

契 約 日 : 年 月 日

履行期限 : 年 月 日

履行場所 :

様

上記の契約について、貴社が誠実に履行したことを証明する。

令和 年 月 日

証明者

住所

担当部局及び職名

担当者氏名

印

※契約が異なる 2 件の証明が必要です。

※証明する契約の契約日が R6.11.10 以降、かつ入札日までに履行が完了しているものに限る。

過去2箇年の間における団体との契約に係る履行証明書の作成について

- 1 この証明書は、令和6年11月10日以降における国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とその機関又は機関を根拠としてする契約を2箇以上にわたって契約し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明するものです。
- 2 契約の相手方は、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体のものでなくてはなりません。
- 3 証明書は、必ず異なる契約のもの（令和6年4月以降に契約を行っており、すでに履行が完了しているものに限る。）を1件ずつ、計2通以上作成して提出してください。
- 4 証明書には、必ず契約の相手方（担当者でも可）の記名、押印したものを提出してください。県から相手方に確認することがあります。
- 5 証明書の提出期限は、令和8年11月4日（水）午後5時15分必着とします。直接持参するか、郵送により必ず提出期限までに提出してください。
なお、不備が認められたときは、受付をしない場合がありますので、余裕をもって提出してください。

入札日の持参品等

1 委任状

(1) 委任状

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、委任者の印鑑証明書を添付した委任状（様式7）を持参してください。（3）の入札保証金納付時に提出してください。

(2) 印鑑

入札書に押印する入札者本人の印鑑を持参してください。（印鑑登録済印）

ただし、代理人が入札する場合は、委任者の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印した自分の印鑑を持参してください。

※ 委任者が代表者等以外の場合は、委任者が入札及び契約締結等に関する権限を有する旨を証明する（代表者等からの）委任状も提出してください。

(3) 入札保証金

入札保証金は、入札当日の受付開始から令和8年11月11日（水）午後2時30分までに納付してください。納付の際は、入札保証金納付書（様式8）を添付してください。

なお、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除されます。入札保証金の納付が必要な場合で、納付がない場合は入札に参加できません。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金額以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

※ 入札保証金は、見積もる契約金額の5/100以上が必要です。

入札書の額に、 $110/100 (=1.10)$ を掛けた額が見積もる契約金額です。

※ 入札保証金は、入札終了後に還付します。還付を受ける時は、入札保証金還付請求書（当日配布）を提出していただきます。

(4) 収入印紙

入札保証金を還付するとき、その入札保証領収書1枚毎に200円の収入印紙が必要ですので、持参してください。

3 入札

入札は、令和8年11月11日（水）午後3時から、県庁行政庁舎1階入札室で行います。

(1) 入札は、所定の入札書（様式6）を用いて、封筒に入れて封かんし、入札者の住所及び氏名を封筒に標記して提出してください。

(2) 入札書には、入札者の住所、氏名を記入の上、入札者本人の印鑑登録済印を押印してく

ださい。代理人による入札の場合は、委任者及び代理人の住所・氏名を併記し、委任状に押印した代理人の印鑑を押印してください。

- (3) 金額の記入は算用数字（１、２、３、４、０等）を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- (4) 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

入 札 書

一金

入札事項

フラワーセンター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託

上記のとおり入札します。

令和 8 年 月 日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

氏 名

印

(代理人 住 所

氏 名

印)

注 入札金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとする。

令和 年 月 日 上記入札金額の 100 分の 110 に相当する
金額で落札決定通知

印

(様式 7)

委 任 状

令和 8 年 月 日

代理人（受任者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、上記の者を代理人と定め、フラワーセンター産業廃棄物収集運搬・処分
業務委託の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

令和 8 年 月 日

委任者 住 所 _____

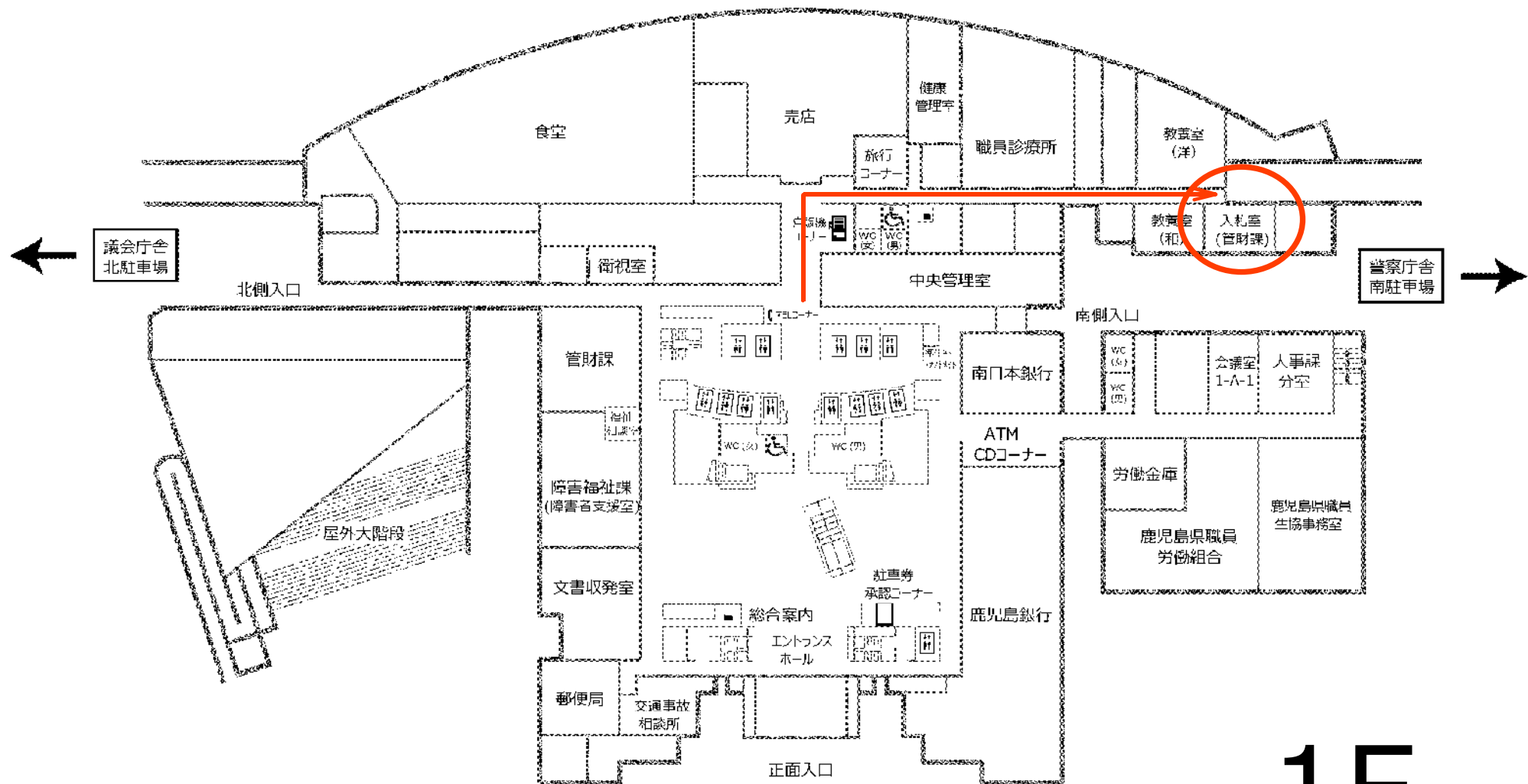
氏 名 _____ 印

(印鑑登録済みの印鑑)

(注) 委任者の印鑑は、印鑑登録済みの印鑑（法人の場合は法人代表者印（会
社印））を使用してください。

第77号様式(第105条、第111条関係)

入 札 保 証 金 納 付 書			
入 札 保 証 金 納 付 書		第	号
ただし、<u>フラワーセンター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託</u>に係る入札保証金 現金 その他 証券名 記号番号 額面金額 上記のとおり納付します。 年 月 日 契約担当者 鹿児島県知事 塩田 康一 殿 納入者 住所 氏名 印 歳入徴収者 出 納 員 等			
----- (切取線) -----			
入 札 保 証 金 領 収 書		第	号
ただし、<u>フラワーセンター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託</u>に係る入札保証金 現金 その他 証券名 記号番号 額面金額 上記のとおり領収しました。 年 月 日 鹿児島県農政課収入出納員 氏 名 取扱者 殿 取扱者 印 印			



1F

産業廃棄物収集運搬・処分業務委託仕様書

本仕様書は、鹿児島県フラワーセンター（以下「甲」という。）が委託する産業廃棄物処理業務の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は本仕様に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

- 1 件 名 フラワーセンター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託
- 2 発生場所 鹿児島県フラワーセンター
 (住所：鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水1 3 4 2－4)
- 3 履行場所 乙の処分施設の所在地
- 4 履行期限 令和9年3月19日（金）
 (搬出・収集運搬、処分及び産業廃棄物管理票（以下「manifesto」という。）の最終処分終了確認（紙manifestoの場合はE票の返送、電子manifestoの場合は最終処分終了報告）まで完了すること。)
- 5 廃棄物の種類及び数量
- (1) 甲が乙に委託する廃棄物の種類は次の各号に掲げる廃棄物およびその混合物とする。

分類	品目・概要	数量	容量 (m ³)	備考
①机・テーブル類	研修机、執務机、両袖机等	54台	13	屋内使用家具等
②イス類	折りたたみイス、執務イス等	131台	15	各種椅子
③ロッカー類	ロッカー（1人～6人用）、書棚等	76台	52	書類収納家具等
④家電	冷蔵庫、電子レンジ、ストーブ等	19台	5	家電リサイクル対象5台（冷蔵庫3台、テレビ1台、洗濯機1台）
⑤実験・研究機器	クリーンベンチ、顕微鏡、培養棚等	15台	9	フロン回収対象（6台）含む
⑥農機・動力工具	草刈機、ハンマーモア等	40台	47	大型農業機械類
⑦廃ポリ類	廃ポリ、ビニル、プラ類	一式	63	廃ビニル、寒冷紗等
⑧その他	ガラス、蛍光灯、発泡スチロール	一式	34	蛍光灯(120cm61本、120cm未満181本、電球型50個)
合計			239	

なお、上記数量及び容量は見積の参考として示すものであり、現場確認を優先するものとする。

6 乙の条件

上記5に記載した産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分の許可を取得していること。

7 収集運搬・処分の方法

(1) 甲施設内に設置した専用コンテナ（以下「コンテナ」）による一括収集・運搬を行うものとする。収集作業を行う日は開庁日とし、事前に甲と協議した上で決定すること。

なお、廃棄物のコンテナへの積み込みは原則として甲が行うものとし、乙はコンテナの設置、回収、収集運搬及び処分を行うものとする。また、コンテナに収納できない農業機械その他大型機器については、乙が個別に積み込み、収集運搬及び処分を行うものとする。

(2) 収集・運搬・処理にあたっては、以下の法令を遵守し適正に管理すること。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・家電リサイクル法（該当品目に関して）
- ・その他関係法令および条例

(3) 有害性のある蛍光灯や実験機器等は「特別管理産業廃棄物」に該当する場合があるため、適切な分別・処理を必須とする。

(4) 家電リサイクル法対象品は専門の処理施設にて法令に基づき再資源化処理を行うこと。

8 乙の事業範囲

乙は、産業廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する自らの名義の許可証の写しを契約書に添付すること。

なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。

9 委託業務の範囲

(1) 乙が、甲の排出する産業廃棄物を収集し、法令に従い、適正に乙の処分施設に運搬し、処分するまでを本業務の範囲とする。

(2) 履行期限までに最終処分が終了するように甲乙協議して決定する。

10 産業廃棄物管理票

(1) 甲及び乙は産業廃棄物の収集・運搬及び処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適正にマニフェストを交付及び管理することとする。

(2) 紙マニフェストを使用する場合は、乙は最終処分終了後、E票を甲へ返送するものとする。電子マニフェストを使用する場合は、乙は最終処分終了報告を行い、甲が確認できるようにする。

(3) マニフェストの作成及び交付に要する費用は契約金額に含むものとする。

11 契約内容

(1) 支払方法

甲は、業務完了報告書または紙マニフェストを使用する場合はE票、電子マニフェストを使用する場合は最終処分終了報告により、本業務の完了を確認した後、乙が提出する請求書に基づき、請求書を受領した日から 30 日以内に支払いを行う。

(2) 契約金額

契約金額は、本仕様書に基づく収集運搬及び処分業務一式に対する総価とする。乙は見積前に現地を確認し、処分対象物の種類数量等を十分確認したうえで見積を行うものとする。また、必要な収集運搬、コンテナの設置及び回収、処分、マニフェストの交付その他本業務に必要な一切の経費を見込んで見積りを行うこと。なお、数量の多少の増減による契約金額の変更は行わない。ただし甲が仕様内容を著しく変更した場合は、この限りではない。

12 個人情報の取り扱い

廃棄物の含まれる個人情報・機密情報は、乙の責任において復元できない方法で処理すること。

13 その他

- (1) 追加業務や緊急処置が必要な場合は都度協議のうえ指示に従うこと。
- (2) マニフェスト等関連書類の適切な保存管理を行うこと。
- (3) 搬出対象物について、処分方法が不明なもの又は法令上特別な処理が必要と判断されるものがあつた場合は、乙は甲と協議のうえ処理方法を決定すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、別途締結する「産業廃棄物処理委託契約書」に定める条項（反社会勢力の排除、事故対応等）を遵守すること。
- (5) 乙は、派遣する作業員に対して、労働災害、労働管理に関する全ての責任を負うものとする。